

## 会議録

1 附属機関の名称

犬山市防災会議

2 開催日時

令和6年2月8日（木） 午後2時00分から午後3時30分まで

3 開催場所

市役所 205会議室

4 出席した者の氏名

(1) 委員 別紙出席者名簿参照

(2) 執行機関 伊藤防災交通課長、吉野防災交通課長補佐、  
小木曾・今尾・渡辺防災交通課職員

5 議題

【協議事項】

(1) 犬山市地域防災計画の修正について

【報告事項】

(1) 警戒本部・災害対策本部設置状況及び被害状況について（報告事項）

(2) 災害協定の締結状況について（報告事項）

(3) 防災訓練等について（報告事項）

(4) 防災ラジオの導入について（報告事項）

(5) 防災ハンドブック及びハザードマップの更新について（報告事項）

(6) 災害時協力井戸登録事業について（報告事項）

(7) 災害時における医療救護所設置候補箇所及び遺体安置所設置候補箇所  
の選定について（報告事項）

(8) 令和6年能登半島地震における職員派遣について（報告事項）

6 傍聴人の数

0人

## 7 内容

### 【協議事項】

#### (1) 犬山市地域防災計画の修正について

(市長) それでは、ただ今から、協議事項に入ります。

なお、本日の議事録の署名を、犬山市婦人会連絡協議会森岡委員と特定非営利活動法人にこっと森好委員にお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

まず、協議事項の(1)「犬山市地域防災計画の修正について」、事務局より説明してください。

(事務局) 協議事項のご説明に入る前に、犬山市防災会議が設置されている目的をご説明申し上げます。

犬山市防災会議は、犬山市地域防災計画を作成及びその実施を推進し、本市の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集するために設置された附属機関となっています。

またこれらの設置根拠として、災害対策基本法、犬山市防災会議条例で定められています。

協議事項(1)の犬山市地域防災計画の修正についてご説明申し上げます。「地域防災計画 修正要旨」をご覧ください。

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、犬山市防災会議が犬山市の地域に係る防災計画として作成する「犬山市地域防災計画」として、風水害、地震、原子力等の災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものになります。

この地域防災計画の修正は、災害対策基本法第16条にて、市地域防災会議の所掌(しよしょう)事務とされており、同法42条で必要に応じて修正することとされています。

それでは、資料1に明記した、主な修正内容を資料にそって説明いたします。愛知県地域防災計画の見直し・修正に伴う修正、緊急地震速報の発表基準の変更を踏まえた修正1点となっております。

なお、これらの修正は全て愛知県地域防災計画の修正内容を準用し、市における措置を追加修正する形をとっています。

では、主な修正内容について順に説明していきます。

基本的には、愛知県地域防災計画の見直し・修正に基づいて、細かい表記の整理などをしておりますので、その点については新旧対照表をご確認ください。その中でも特に重要な部分については、次の2番でご説明させていただきます。

2番の緊急地震速報の発表基準の変更を踏まえた修正についてご説明させていただきます。

こちらは、気象庁における緊急地震速報の発表基準の変更に伴い、緊急地震速報及び地震動特別警報の発表基準に長周期地震動階級を追加するものです。

今回追加される長周期地震動階級の長周期地震動というのは、地震の揺れが一往復する時間が長く、ゆっくりとした大きな揺れの事を指します。この揺れが引き起こすものとして、数百キロ離れた場所でも、高層ビルを長時間にわたり大きく揺らし、被害が生じるといったことが起こります。

このような高層ビルでの長周期地震動による揺れの大きさは、震度ではわからないため、「長周期地震動階級」という目安で表すこととなり、今回、緊急地震速報及び地震動特別警報の発表基準に追加するものとなります。

該当箇所は、地震災害対策編において記載を修正します。

以上で、犬山市地域防災計画の修正案について説明を終わります。

～意見等なし～

(市長) それでは、お諮りいたします。犬山市防災計画の修正案をお認めいただくこととして御異議ございませんでしょうか。

(委員) 異議なし

(市長) 異議なしと認め、当会議としてこの修正案を承認することとします。  
以上をもちまして、本日の協議事項を終了させていただきます。

#### 【報告事項】

(市長) 続きまして、報告事項に移ります。(1)から(8)とかなり量がありますので、項目を半分に切って質問・ご意見を受けたいと思います。まずは、(1)から(4)の報告で一旦区切り、質問・ご意見をいただいた後、(5)から(8)の説明に入らせていただきますので、よろしくお願いたします。事務局より報告してください。

(事務局) 警戒本部・災害対策本部設置状況及び被害状況について説明します。資料2をご覧ください。

資料下の表に示したとおり、本年度に豪雨や台風に見舞われ、災害対策本部開設した件数は1件ありました。

全国的には大きな被害を受ける地域はあったものの、幸いにも犬山市においては、土砂災害や河川氾濫など、人命に関わるような大きな被害はありませんでした。

警報数としては、令和5年8月15日に接近した台風7号に伴う暴風警報が1回となっています。

避難情報の発令はありませんでしたが、暴風警報発表時に、台風に備えた自主避難所として市内9箇所の避難所を開設しましたが、避難者は0世帯0名でした。

山間部の多い犬山市には、土砂災害の大雨警報が、毎年多く発表されてきましたが、今年度の発表が0回となっています。

次に、令和5年9月21日（木）に突風による被害状況についてです。9月21日20時頃、大口町から犬山市羽黒安戸南にかけて、突風が発生し住家等の被害がありました。

詳細については次のページになりますが、建物の屋根やフェンスの破損など家屋等建屋の被害が26件、車、その他の被害が5件の被害が報告として挙っております。市の対応としましては、翌日22日（金）に気象庁職員による気象庁機動調査班と市の職員による現地調査を行いました。その結果、竜巻はなく突風ということが判明いたしました。

突風によって被害を受けた方への被災証明書及び罹災証明書の発行数は被災証明書が7件、罹災証明書が1件となっています。

また、現在犬山市では、能登半島地震で被害を受けた石川県の市町へ職員を遣っております。実際に派遣された職員の体験や被災地の事例などから、新たな対応すべき点を検証し、各課における対策の再確認を行い、気を緩めず準を進めたいと考えております。

これで、資料2の説明を終わらせていただきます。

- (事務局) 災害協定の締結状況について説明します。資料3をご覧ください。  
現在、犬山市では全部で105の災害協定を結んでおり、昨年度の報告時から3つの協定を新たに締結しています。  
新たに締結した協定内容について、順に説明していきます。

令和5年5月31日に、公益社団法人日本下水道管路管理業協会と「災害時における復旧支援協力に関する協定」を締結しました。

これは、地震等の災害発生時に、下水道や農業集落排水管路が被災した際における復旧支援協力に関する内容となっています。

令和5年4月21日に、有限会社関西と「災害時における嚙下食等の供給の協力に関する協定」を締結しました。

これは、長期保存のきく嚙下食や関西が普段から取り扱っている嚙下食を、発災時に市に提供いただく内容の協定となっています。

嚙下障害などにより、嚙下食を必要とする方に対して行う支援として締結しました。

令和5年11月1日に、愛知県、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部と「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」を締結しました。

これは、災害時により被災した下水道施設の早期復旧を目的とし、技術的支援協力を行う内容の協定となっています。

前回の報告から新たに締結した協定は以上となりますが、今後締結する予定の協定についても、2点、情報共有させていただきます。

明日、令和6年2月9日に、愛知県弁護士会と「災害時における法律相談等に関する協定」を締結する予定です。

これは、被災者の生活再建や地域の復旧復興を実現するため、有益な情報を提供いただくことや、被災者に対する弁護士による法律相談を行っていただく内容の協定となっています。

2点目については、福祉避難所に関する協定です。

現在、犬山市では民間業者と協定を締結することにより、その施設を、高齢者や障がい者、妊産婦を対象とした福祉避難所として指定しています。

そのうち、「社会福祉法人ともいき福祉会」様との締結において、現在、「特別養護老人ホームぬく森」と「特別養護老人ホームぬく森第2」を福祉避難所としておりますが、今回新たに「養護老人ホームぬく森」を追加する内容の協定となっています。

能登半島地震でも問題となっていますが、福祉避難スペースの拡大を図ることを目的としています。

締結時期は未定ですが、今年度内に締結する予定です。

以上で、災害協定の締結状況についての報告を終わります。

(事務局) 防災訓練等の実施について、ご説明申し上げます。資料4をご覧ください。

1番「令和5年度 土砂災害に強い地域づくり活動の結果報告」をご覧ください。

令和5年6月11日(日)に、栗栖地区の市民を対象に、一人ひとりが自分の状況に合わせた「マイ・ハザードマップ」の作成を行いました。ここで一箇所修正がございます。参加人数の参加者の部分の括弧内「入鹿地区住民」を「栗栖地区住民」に修正いただきますようお願いいたします。

今回一人ひとり「マイ・ハザードマップ」の作成をしていただいたのと同時に、災害時のトイレや発電機の資機材取り扱い訓練も行いました。これにより、有事の際の的確な避難行動に繋がり、防災意識の向上を図ることができました。

続きまして、次ページの2番、土砂災害に強い地域づくり活動の計画案について、ご説明させていただきます。

まだ正確な日程は決まっておりませんが、令和6年6月中に、今井地区を対象に、土砂災害による緊急避難を想定した避難訓練を実施予定です。

概要・方針としては、今井地区は地区全域が山に囲まれており、土砂災害の危険が多いため、災害時には孤立する可能性があります。

その中で、地区住民一人一人が避難先や方法を事前に考え、確認することで、緊急時の「命を守る行動」への普及啓発を目的としています。

続きまして、今年度に行いました、総合防災訓練等の結果を報告させていただきます。

3番の「令和5年度犬山市総合防災訓練の結果報告」をご覧ください。

令和5年9月10日（日）に城東中学校を会場に実施したものになります。

参加人数は、町内会のみ参加の方、会場まで参加された方、その他来賓等を含め、約1265名の参加がありました。当日は、城東小学校区コミュニティ推進協議会を中心に、資機材取り扱い訓練を実施し、避難所運営の中心となる団体の共通認識をもつことができました。

4番、令和6年度犬山市総合防災訓練の計画案について、ご説明させていただきます。

令和6年11月10日（日）午前中に、犬山西小学校を会場として実施します。

現段階の主な内容として、①自主防災組織の活性化 ②避難所運営委員会の設置のあしがかりとなる取組 ③防災知識の啓発を予定しています。

概要・方針としては、今後激甚化する災害に向け、地域住民での助け合い「共助」が非常に重要になってきます。その共助の基盤となる「自主防災組織」の拡大及び活性化を目的として実施します。

また、訓練の事前に地域に入り、普及啓発を行い、訓練の趣旨を理解していただき、最終的には、災害時に、地域の中で中心となって避難所運営を行っていく「避難所運営委員会」の設置を図ります。

犬山西小学校での実施においても、例年通り、参加市民に向けて啓発ブースを設ける予定ですので、各企業・団体の皆様においても、またブース出展という形でご協力をお願いします。訓練が近づきましたら、改めて依頼させていただきます。

続きまして、今年度行いました福祉避難所開設訓練の結果を報告させていただきます。

5番、「令和5年度福祉避難所開設訓練の結果報告について」をご覧ください。令和5年10月28日（土）に職員訓練として、養護老人ホームぬく森で実施しました。今回の訓練では、福祉避難所を開設する際の一連の業務を確認し、問題点や課題を洗い出し、整理するものとして行いました。

また、このような訓練は今回が初めてだったため、災害対策本部内及び関係機関間の連携の部分で、情報の整理、伝達方法等の様々な課題が明らかとなりました。そのほかにも人員の問題や資機材についても改善する必要があるため今後検討していきます。

6番、令和6年度福祉避難所開設訓練の計画案について、ご説明させていただきます。

まだ、正確な日時と場所は決まっておりません。来年度は福祉施設ではなく、子ども未来園で実施する予定です。

内容としましては、妊産婦や乳幼児を対象とした福祉避難所の開設に関する一連の業務を確認する訓練として実施するものになります。

福祉避難所の訓練は2度目で、実際の災害での開設実績もほとんどないため、問題点や課題の整理を目的としています。

次に7番、ペット同室避難 避難所開設訓練の結果報告についてです。

ペット同室避難の運用を開始してから2度目の「ペット同室避難 避難所設営訓練」を令和6年1月22日（月）に市民交流センターフロイデで実施しました。

こちらは、避難所開設時の一連の業務を把握するとともに、問題点や課題を整理することを目的にした訓練となっています。

今回の訓練は、城東小学校区コミュニティ推進協議会、犬山動物総合医療センター、あいち防災リーダー会犬山、それからペット同室避難を啓発されている伍代夏子さんなど各団体の皆様にご参加をいただきました。また、参加者が飼われている犬6匹、猫1匹、モルモット1匹のペットを実際に施設内に入れ、避難所での受付、同室避難スペースの設営、片付けの一連の流れを確認し、課題や問題点を確認しました。

また、振り返りでは、参加者全員から訓練の感想や課題を発表していただきました。主な意見として、「マットが暖かかった」「屋根付きの間仕切りがよかった」などの良い意見から、「動物種ごとの区分けが必要」などの意見がありましたので、今後対策を検討していきます。

今回の訓練を実施し、ペットを連れて避難してきた人たちが、2階、3階へ避難することは現実的ではないということが明らかとなりました。

このことから、現在犬山市では同室避難が可能な施設として3施設設定をしていますが、その中の「犬山市体育センター」を「エネルギーサポートアリーナ」

へ変更することを検討しておりますので、ご報告させていただきます。

以上で、資料4についての報告を終わります。

(事務局) 防災ラジオの導入について、ご説明申し上げます。資料5をご覧ください。  
現在、災害時における情報伝達手段として「犬山市あんしんメール」「LINE」「あんしん電話」により市民へ避難情報等の緊急情報を発信しています。

令和6年度に犬山市に拠点を置くコミュニティFM局である「愛知北エフエム放送株式会社」と連携し、コミュニティFMの放送波を活用し緊急放送を発信する放送設備を整備します。

整備後には、お手持ちのFMラジオやカーラジオで愛知北FM(84.2メガヘルツ)に設定すれば、緊急放送発信時には、通常番組に割り込む形で緊急放送が流れます。

また、令和6年度に放送設備等が整備されましたら、市内の土砂災害警戒区域(イエローゾーン)や土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)にお住いの住民の方や視覚障害者の希望者に、「防災ラジオ」を販売します。

「防災ラジオ」は、通常のラジオとしてももちろん使用できますが、大きな特徴としては、緊急放送が発信された際にラジオが自動起動(自動で電源が入る)するため、ラジオを聴いていない時でも緊急放送を聴くことができることです。

なお、設備のイメージとしては、資料のイラストをご覧ください。

犬山市役所には、マイク等の放送設備と、愛知北FM株式会社様の保有する送信局に電波を発信する装置を整備します。また、愛知北FMの放送局には、市役所からの電波を受信し、通常放送に割り込む装置を整備します。

運用開始ならびに防災ラジオの販売につきましては、令和6年度の秋から冬ごろを予定しております。

防災ラジオの導入により、携帯電話などの情報伝達手段をお持ちでない市民の皆様にも確実に情報伝達を行うことができるようになり、市民が適切な避難行動をとることで災害による市民の被災ゼロを目指します。

以上で、防災ラジオの導入についての報告を終わります。

(市長) ただ今、報告しました内容につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

(柴田委員) 資料2の中の令和5年9月21日(木)の突風による被害状況についてご報告ありました。その中で、市の対応として、被災証明書が7件、罹災証明書が1



件発行しておりますが、発行に至った判断について状況等詳細にご説明ください。

(事務局) 突風時の被災証明書と罹災証明書の発行につきまして、こちらは被災された方から全て申請がありました。被災証明書というのは、被災者の方が市に被災したことを届け出た証明をするというものになります。申請がありましたら、申請のあった事項について証明し発行させていただいています。また罹災証明書というのは、実際の被害状況を確認した上で、その被害の状況を証明するものになっています。申請があった際は、税務課の職員が現地確認を行った上で、被害の大きさを証明し、発行させていただいています。

(柴田委員) 罹災証明書の発行に至ったということですので、今回の突風はかなり大きな被害があったという風に理解しております。今後も被災者の状況にあわせて柔軟に対応していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(市長) 他に、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

～意見等なし～

(市長) また何かございましたら、この後のご報告の後に質問・ご意見承りますので、その時によりしくお願いいたします。  
それでは、引き続きまして、報告事項の(5)から(8)の説明を事務局からさせていただきます。

(事務局) 防災ハンドブック及びハザードマップの更新について、ご説明申し上げます。  
資料6をご覧ください。  
犬山市では、防災ハンドブックとそれに付随したハザードマップを平成30年度に作成し、令和元年度に全戸配布を行いました。  
作成した年度の防災会議でも完成した冊子を皆様にご提示させていただいたかと思っておりますので、ご覧になられた方もいるかと思っております。  
現在では作成から5年経過しているため、避難情報など、記載されている重要な情報が古いものになってきています。ですので、こちらを令和6年度事業として全て情報更新を行うことを目的に行います。

発行数は転入者用の予備も含めて43,000部を想定しております。改訂の際には、字句の修正や情報の更新に加えて、今、犬山市で力を入れているペット避難についての情報も追加し、ハンドブックのページを増量する予定です。

また、国からハザードマップに掲載すべき情報として「家屋倒壊等氾濫想定区域」や「国道のアンダーパス」、「浸水想定区域内の要配慮者利用施設」等を可能な限り明記する必要があると通達がきているため、精査し、掲載していく予

定としています。

完成時期は未定ですが、大幅な改定となるため、令和6年度の年内を目標として取り組んでいきます。

また、完成しましたら、この防災会議の場でご災害の報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、防災ハンドブック及びハザードマップの更新についての報告を終わります。

(事務局) 災害時協力井戸登録事業について、ご説明申し上げます。

資料7をご覧ください。

令和6年2月1日より「災害時協力井戸登録事業」を開始しました。

この事業は、地震等による災害発生により水道が断水した際、飲用及び調理用以外の生活用水（おもにトイレ用の水）として井戸水を地域の住民等へ無償で提供いただける井戸「災害時協力井戸」を所有者、管理者からの申請により登録する制度です。登録された井戸は、ホームページ等で公表します。

「災害時協力井戸」として登録するには一定の要件を設けており、全てに該当する場合に申請が可能です。登録要件は資料の記載の通りです。

申請から登録までの流れとしては、市に申請があったのち、井戸の汲み上げ方式や周辺の安全などの現地調査を実施し、問題がなければ「災害時協力井戸」として登録をします。該当の井戸には登録番号を記載した看板を設置し、地域の方にも周知をします。なお、現地調査の際、この事業では飲用での利用を想定しないため、市では水質調査は行いません。

1月に起きた能登半島地震においても、水道の断水による水不足の問題はニュース等でも大きく取り上げられています。そのような中、井戸水を生活用水として地域で分け合い在宅避難をした、という事例もありました。

この事業を通して、「自助」「共助」の意識を高め、地域の防災力の向上につなげていきたいと考えております。

ちなみに、2月1日より受付を開始し、昨日2月7日現在で5件の申請をいただいております。来週から申請のあった井戸の現地調査を実施していく予定です。

以上で、災害時協力井戸登録事業についての報告を終わります。

(事務局) 災害時における医療救護所設置候補箇所及び遺体安置所設置候補箇所の選定について報告します。

最初に、この選定を報告するに至った経緯を説明させていただきます。

昨年11月に、尾張北部医療圏災害医療部会が、春日井保健所で開催されました。これは、愛知県の災害医療協議会の地域部会であり、春日井市、江南市、

小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町、犬山市の地域の医療や行政関係機関が出席しました。

この会議で、県が定める「尾張北部医療圏 医療救護活動計画」を、令和6年度に改定する予定であるとの報告がありました。

この計画の中で、各市町の医療救護所及び遺体安置所の、設置候補箇所の施設が示されていたのですが、当市と大口町、扶桑町だけが、未定となっており、出席者から早急に定めるよう意見がありましたので、本日、この場で検討していたものを決定した報告をするものです。

医療救護所は、大規模災害時に、傷病者の応急手当が必要な状況になったと本部が判断した時に開設し、災害協定を締結している尾北医師会へ医療救護班の派遣を要請することとなります。

その主な機能は、トリアージや応急処置などです。ここでトリアージすることで、病院に軽症者が殺到することを防ぎ、医療機関の役割を保全する効果もあります。

選定した候補箇所は、資料の一番下の表のとおり、犬山西小学校、城東小学校、南部中学校、楽田小学校の4か所になります。その上に南海トラフ地震ハザードマップがありますが、そこに、それぞれの施設の場所を①から④までで示しています。

この4か所については、犬山市災害時医療救護体制検討会を、平成27年から28年度に開催し、そこで自家発電装置の有無や、場所的なことなどを協議し、選定されております。

この検討会の構成員は、尾北医師会犬山支部、犬山扶桑歯科医師会、犬山薬剤師会、総合犬山中央病院、犬山警察署、春日井保健所、江南保健所の機関となっております。

当時、検討会での選定は終えていましたが、地域防災計画に位置付けをしないまま現在に至っていましたので、本日、この場で報告し、来年度になると思いますが、計画修正の際に位置付けをする予定です。

続いて、遺体安置所設置候補箇所については、資料の裏面をご覧ください。

選定のポイントとしては、1階への収容や駐車場の確保、動線の分離、避難所との距離などを総合的に考慮し、体育センター（または勤労青少年ホーム）を選定しています。

なお、葬儀業者であるシオン株式会社と災害協定を締結していますので、シオンの被災状況にもよりますが、遺体の数が少ない場合は、そちらでの遺体安置をお願いしたいと考えております。

以上で、災害時における医療救護所設置候補箇所及び遺体安置所設置候補箇所の選定についての報告を終わります。

(事務局) 令和6年能登半島地震における職員派遣についてご説明します。資料9をご覧ください。

令和6年1月1日に能登半島一帯を襲った大地震は、非常に多くの被害を引き起こしており、発災時から1カ月以上たった現在においても、被災地では多くの行政職員やボランティアが復旧・復興に向けた活動を行っています。

当市においても、これまでに30名の職員を被災地に派遣し、支援活動を行なっております。

消防職員においては、緊急消防援助隊として、発災した1月1日から順次支援活動を行っており、これまでに19名の職員を派遣しています。

その他、下水道管路調査員として4名、給水車を用いた上水道給水活動で5名、家屋被害認定調査員として2名の派遣を行っています。

今現在では、家屋被害認定調査員として、1名が現地で活動中ですが、被災地では家屋被害認定が追い付いていない状況もあり、要請に応じ、今後も順次派遣を行っていく予定となっています。

今後の、市職員の派遣状況については、市HPに掲載し、随時更新しておりますので、ご確認いただければと思います。

以上で、職員派遣についての報告を終わります。

(市長) ただ今、報告しました内容につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

(柴田委員) 報告事項(7)の災害時における医療救護所設置候補箇所及び遺体安置所設置候補箇所の選定についてですが、先程の報告で令和6年度地域防災計画の修正ということだったのですが、早急に行った方が良いのではないかと考えるのですが、手続き上問題があるのか確認させてください。

(事務局) 前 柴田議員のおっしゃるとおり、早急に対応が必要な事項になるのですが、その

に地域防災計画のそのものの説明をさせていただきます。地域防災計画の修正を行う時には、尾張県民事務所を通して、県に確認して事前協議を行い、その後防災会議に諮るといった手順を踏む必要がありますので、来年度の修正のタイミングで盛り込みます。しかし、内部の運用としましては、既に市長決裁等で内部、市としての運用方針は定めて運用を開始していきます。ですので、計

画への反映は来年度の防災会議のタイミングにはなるのですが、運用そのものは早急に始めているという状況になっております。

(市長) 他に、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

(浅岡委員) 同じく遺体安置所の設置場所について伺います。勤労青少年ホームそのものは楽田地区の避難所になっている。そこをどう折り合いをつけるのか。楽田地区内の西楽田団地はこの勤労青少年ホームと青塚古墳が避難所となっているため、多くの人が逃げ込むと思うがどう考えているか。  
それから、勤労青少年ホームで私たちが活動しようとした際に、調理室の水が出なかった。全体の水の点検が必要なのではないか。

(事務局) ご質問にお答えします。まず、避難所につきましては、ご指摘のとおり体育センター又は勤労青少年ホームとなっております。被災状況によりますが、避難者と遺体安置所を区切る必要がありますので、もし体育センターを遺体安置所として使用した場合については、勤労青少年ホームの中に軽運動場や施設内の部屋や会議室を利用して避難者の方に避難してもらいます。遺体の数について、南海トラフ地震の想定では数体となっております。このくらいの数であれば、シオンを利用させていただければと想定しております。また、水の話ですが、避難所にはペットボトルの備蓄水を用意しております。先程の施設内の調理室の水が出ないというお話ですが、壊れているという話を聞いておりますので承知しております。

(市長) ありがとうございます。調理室については、報告受けておりますので、早急に対応できるよう進めて参りたいと思っております。そして、ペットの同室避難所については、先程説明がありましたように、犬山市体育館に変更するよう検討しております。当初は、勤労青少年ホームの3階を想定しておりました。しかし、とても3階まで動物と一緒に避難することは難しいと判断しまして、今回勤労青少年ホームから犬山市体育館へ変えていくという考えで進めていきます。他に、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

～特になし～

(市長) ありがとうございます。様々なご意見・ご質問いただき、犬山市での課題を改めて確認することができました。

以上で、全ての協議・報告が終了いたしました。

改めて感じたことがあります。1月1日犬山市を震度3でした。しかし周りの市町は震度4以上でありましたので、災害対策本部を設置して、市の職員が招集するという形になりましたが、犬山市は集まることなく2日から会議、打合せ等を行いました。つまり、改めて、犬山市は災害に強いという反面、多くの

市民の皆様が地盤が強いから大丈夫という安心しきってしまうデメリット・弱みもあると思っております。やはり改めて、市民の皆様の危機意識、危機管理を高めていくためにも、この防災会議の役割は非常に大きいものでありますし、会議委員の皆様の特的な立場でご指導いただきながら、更により良いものにしたいと思っておりますので、これからも引き続き、ご指導賜りますようお願い申し上げます。進行を事務局にお返しします。

( 閉 会 )

令和6年3月5日

上記に相違ないことを確認する。

(署名) 森好 佐和子

(署名) 森岡 万朱衣